

印西地区環境整備事業組合  
次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会会議録

開催回数	第8回				
開催年月日	平成27年12月13日(日)				
開催時間	13:00～15:15				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
参加者	学識経験 委員	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター センター長	委員長	大迫 政浩	
		(一財) 日本環境衛生センター 理事 福島環境技術支援室長	副委員長	河邊 安男	
	公募による 関係市町 委員	印西市公募住民		委員 竹内 仁	
	管理者が必要 と認める委員	印西市吉田区		委員 酢崎 健治	
		印西市吉田区		委員 宮内 弘行	
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	杉山 甚一
		印西クリーンセンター	次期施設推進班	工場長	大須賀利明
			次期施設推進班	主 幹	鳥羽 洋志
			次期施設推進班	主 幹	土佐 光雄
			次期施設推進班	主 査	浅倉 郁
		主査補	大野 喜弘		
		主査補	川砂 智行		
		主査補	中野 竜一		
関係市町	印西市環境経済部クリーン推進課		課 長	山口 隆	
	白井市環境建設部環境課		課 長	伊藤 勉	
	栄町環境課		課 長	池田 誠	
コンサルタント	株式会社 エックス都市研究所		総括責任者 主任担当者 主任担当者 担当	井手 明彦 関根 浩次 中石 一弘 松山あゆみ	

※ 欠 席：原委員（公募による関係市町委員）、山崎委員（公募による関係市町委員）

※ 未選出：松崎区委員（管理者が必要と認める委員）

※ 傍聴人：7人

次 第	頁
1 開会	3
2 会議録について（第7回会議）	3
3 地域振興策検討委員会第7回会議の報告について	4
4 意見書について	4
5 事業方式について	6
6 造成計画について	17
7 アクセス道路について	24
8 その他	32
9 閉会	33

## 次第1 開会

○大野喜弘（事務局：主査補）

それでは、定刻を若干過ぎましたが、ただいまから印西地区環境整備事業組合次期中間理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会の第8回会議を開催いたします。

まず、事務局から3点ご報告申し上げます。1点目でございますが、原委員と山崎委員、このお二方におかれましては、所用のため本日は欠席するという内容の連絡をいただいております。2点目でございますが、本日の出席委員につきましては5名でございます。よって、附属機関条例施行規則第2条第2項で規定する必要出席委員でありませぬ過半数の出席を満たしていることをご報告させていただきます。3点目につきましては、周辺住民委員として選出をお願いしております松崎区につきまして、現時点でも選出をいただいておりますことをご報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、委員長からご挨拶いただければと思います。よろしく申し上げます。

○大迫政浩（委員長）

皆さん、こんにちは。師走に入りまして慌ただしい中、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日8回目ということで会議重ねてまいりまして、それぞれの委員の方々の理解も深まり、またそれぞれお互いにいろんな信頼関係の中で議論が進められているということは大変よいことかと思っております。

とはいえ、とても大事な議論をしておりますし、また本日でほぼ論点となっているところに関して、この検討委員会としての方向性を出す。それを、また年明けてまとめるという作業になりますので、ぜひまた今日も真剣に、かつ活発なご議論をお願いできればというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず会議に入る前に会議録署名委員の指名ということで、また席順、恒例で恐縮ですけれども、今日は酢崎委員と宮内委員にお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

## 次第2 会議録について（第7回会議）

○大迫政浩（委員長）

それでは、次第でいいますと2番目の第7回会議の会議録についてということで、事務局のほうから説明よろしく申し上げます。

○大野喜弘（事務局：主査補）

それでは、次第の2番、第7回会議の会議録につきましてご説明をさせていただきます。

先月11月15日に開催いたしました第7回会議の会議内容につきましては、概要版を作成し、皆様方にメールをさせていただいたところでございます。本日の資料外添付①とさせていただきます内容でございますが、ホームページに記載する予定でございます。また、会議録につきましては、作成次第メールにて署名委員の皆様にご確認をいただいた後、郵送させていただくこととあわせて、概要版と同様ホームページに掲載する予定でございます。

第7回会議の内容は以上でございます。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございます。既にごらんになっていただいているとは思いますが、何かご質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○大迫政浩（委員長）

それでは、よろしければ次の議題に参りたいと思います。

### 次第3 地域振興策検討委員会第7回会議の報告について

○大迫政浩（委員長）

次は、地域振興策検討委員会第7回会議の報告についてということで、事務局のほうからご説明をお願いします。

○川砂智行（事務局：主査補）

ご説明いたします。11月29日に開催いたしました地域振興策検討委員会第7回会議の審議概要をご説明いたします。資料につきましては、資料外別添②の概要版の会議録をごらんください。主なものをご説明いたします。

まず、裏面の2ページをごらんください。5番でございますが、地域振興策の概略事業スキームにつきまして、第5回会議に引き続き再審議をいただきました。1から4で掲げている取り組みに対していただいたご意見、このご意見の反映につきましては、年明け1月の第9回会議で予定している答申素案の審議時にご確認いただく予定でございます。

次に、中ほどの6番をごらんください。地域振興策総合パッケージの展開種別ごとの評価に当たり、まずは評価様式について審議していただきました。いただいたご意見を反映した評価様式を用いまして、次回、来週の20日になりますが、第8回会議で評価判定及び評価コメントを記入した評価案を審議していただく予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございます。それでは、何かご質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○大迫政浩（委員長）

地域振興策のほうもさまざまなメニューをパッケージ化したものの評価ということで、次回の第8回で整理されるということがご紹介されました。

それでは、よろしければ次の議題に参りたいと思います。

### 次第4 意見書について

○大迫政浩（委員長）

それでは、意見書についてということで事務局のほうからご説明よろしくをお願いします。

○大野喜弘（事務局：主査補）

それでは、次第の4番となります。意見書につきましてご説明をさせていただきます。

本日、意見書につきましては3件の意見書をいただいております。参考資料1となつてございます。ご確認をいただきながらお願いいたします。まず、1通目でございますが、提出者につきましては、白井市在住の竹下様、岡野様、印西市在住の津島様の3名の連名によるものでございます。こちらにつきましては、11月15日第7回会議で提出いたしました次期中間処理施設の余熱利用と発電の関係についての試算に関する意見を、発電のエネルギー効率を踏まえ再算出されたものでございます。なお、この意見書につきましては、組合宛てにも同様の内容にて意見書の提出がございましたので、あわ

せてご報告をさせていただきます。

引き続き、2通目もご説明をさせていただきます。2通目でございますが、提出者につきましては地域振興策検討委員会委員でございます、印西市在住の大谷委員からの提出によるものでございます。意見書につきましては、さきの11月29日開催の地域振興策検討委員会第7回会議にも提出されたものでございます。エネルギーバランスについてでございます。

続きまして、3通目でございますが、3通目につきましては、提出者は地域振興策検討委員会の委員でございます、印西市在住の黒須委員ほか数名の連名によります意見書でございます。こちらにつきましては、建設候補地の公募手続の時点の土地所有者の同意を保全するための方式として、用地保全信託という方式の検討を提案するというものでございます。

説明は以上でございます。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございます。それでは、何かご質問ございますでしょうか。

最初にご紹介いただいたものは、前回お出しいただいたものに関して、若干のまたさらに精査いただいて修正いただいたものを、意見書として改めて提出頂戴したということでありまして。これに関しては、地域振興策との関係もございまして、組合さんのほうでも具体的な検討を進める上で大変参考になるというふうに理解しておりますし、またエネルギーという面では関連いたしますが、大谷委員、地域振興策のほうでもこういった意見が出されて、こちらの検討委員会のほうにもあわせて提出いただいたということでございます。エネルギーバランスについては、前回熱回収最大でありますとか、発電最大でありますとか、できるだけ有効利用していくというところの中での幅を持った選択肢といいますか、選択ができるような形での整理をさせていただいたわけですが、その中でより具体的な現実的な考察を踏まえたご提案が、このエネルギーバランスの提案だというふうに理解をしております。後ろのほうにパワーポイントでも、より具体的なイメージが紹介されていて、何かコンサルタントの方々も、ある意味顔負けの大変貴重な資料を提供していただいておりますので、今後の取りまとめ、あるいはまた組合さんのほうでの具体化のときにもご活用いただけるというふうに思います。

この用地保全信託ということに関しては、事前に委員の皆さんが確認できていないところもあり、直前に意見いただいたということもあって、意見というか質問等はよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○宮内弘行（委員）

ちょっとすみません。1番目の意見書、2番目、3番目。今回の意見書なのですけれども、土地の取得に対する信託関係、どこかに信託したほうがいだろうということ、これも非常に貴重なご意見だと思っているのです。

それと、やっぱりこれ最初の意見書の1番の3名の方のエネルギーバランスについても、2番目の地域振興策についてもなのですけれども、これ非常にエネルギーを施設のほうで絞ってしまえば施設振興のほうに必ず制約が生まれるし、かといって地域振興策を優先するとクリーンセンター自体の経済性というものも失われるというようなことがありますので、この辺はエネルギーバランスについては非常に慎重に答えというか方針を出さないと、全てに影響を及ぼしてしまうような、そんな感じがしますので、このエネルギーバランスについては、もうぎりぎりまで地域振興策の委員会のほうと検討しながら、どこかで1回すり合わせみたいな格好でやっていきませんか、なかなか難しい問題最後に抱えてしまうのかなという懸念もあるのです。

ですから、1番目の意見書を見ますと、やっぱりいろいろなケースでエネルギーの使

用量を検討していますので、これも非常に参考になるいい意見かなとは思いますが。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○大迫政浩（委員長）

それでは、このエネルギーの件は、報告書取りまとめに当たっていただいた意見等も踏まえながら、最後整理させていただきたいと思っておりますし、またより具体のところはやはり地域振興策について、この答申書をつくった後でも地元とのいろんな協議の中でさらに具体化されていく部分もあるかと思っておりますので、そういったときにここまでいろいろと出していただいた意見等も踏まえて活用していただくような形で、最後取りまとめができればというふうに思います。

この検討委員会の、私どものメンバーだけでの議論で全て対応できているかということについては、いつも不安が正直言えばある中で、こうやっていろんな周りの方々から意見をいただいて、かつそれがより技術的にも大変参考になる専門性の高い知見等も提供いただいているので、周辺の方々のいろんな知見等を生かしながら、皆で検討しているというところが大変プロセスとしても好ましいというふうに思っております。

それから、用地保全信託に関しては、若干この検討委員会の中で掘り下げて議論することとはちょっと難しいというふうにも判断しておりますので、これに関してはこの答申後も具体的に組合のほうで検討していただく中で参考にさせていただくということで、何か記録として、こういう意見が出されたということはしっかり受けとめて残すというようなことも考えていきたいと思っております。それでは、特によろしければ、次に進みたいと思っております。

## 次第5 事業方式について

○大迫政浩（委員長）

では、次第の次の五つ目に参りますけれども、事業方式についてということで、事務局のほうからご説明よろしくお願ひいたします。

○浅倉 郁（事務局：主査）

それでは、次第の5番になります。事業方式についてご説明をいたします。

資料につきましては、会議資料の1ページを、また参考資料につきましては、参考資料の2、事業方式の比較と記載してございますが、この2点の資料を用いて説明をまいります。それでは、会議資料A3、1ページです。A3広げていただきまして、前回会議におきまして三つの方式に絞り込みをしていただきました。本日は、この三つの方式、公設公営、また公設民営、それと民設民営のこの三つの方式につきまして、各項目で比較をしてございます。参考資料を用いまして、この後詳細にコンサルのほうから説明をさせます。

○中石 一弘（コンサルタント）

それでは、資料の説明をさせていただきます。

今回、会議資料のA3サイズの左側の項目をごらんください。前回の委員会資料におきまして、事業スキーム、概要、近年の動向ということをお示しさせていただきました。今回はそれに加えまして、官民のリスク分担の考え方、事業範囲、事業スキーム別のライフサイクルコストの試算、発注の方法、そして総合評価ということで項目を設定して、このようなA3の比較表ということで整理させていただきました。

この事業スキーム等概要、近年の動向につきましては、前回の委員会資料を概要とし

てまとめたものでございます。それで、特にこの近年の動向につきましては、前回の参考資料におきましては、あくまでPPP事業にかかわる案件数等についてお示ししましたので、今回補足といたしまして、従来方式のDB方式を含めた件数等をご案内をさせていただきます。

平成22年度から26年度、過去5年間の間に、今回調査で確認できましたごみ焼却施設にかかわる入札広告、実施方式の公表につきましては72件が確認できました。そのうち、従来方式においては35件が採用されていることが確認できました。DBO方式、公設民営方式につきましては、72件のうち33件の採択が確認できました。BTOに関しましては、72件のうち1件のみということでございます。その他においては、DBM、DB+O等が3件確認できました。それをもちまして近年の動向ということで、ここに書いてございますとおりで、DB方式も準備期間が短いということと、準備にかかわる事務量が少ないということから、それ相応の件数がまだ継続として選択されるということがございます。その一方で、近年このPPP事業という採択件数がふえていまして、その中でこのDBO方式というのが特に多いということが、こういった状況からも確認できる状況でございます。

次に、官民リスク分担の考え方でございますけれども、公設公営につきましては、公的な分としては施設整備から運営維持管理まで全てのリスクを公共が負うということでございます。そういったことで、信頼も多いというところがございます。また、DBO方式につきましては、実際資金調達と施設設置主体というのは公共がリスクとして負うこととなりますが、それ以外を官民の中で合理的なリスク分担を選定するというようなところでございます。この合理的なリスク分担につきましては、参考資料の2をごらんください。こちらの参考資料の2の1ページに書いてございますとおりで、リスク分担の管理という観点で申し上げますと、実際内在するごみ処理にかかわるリスクを抽出いたしまして、そのリスクにおいて公共と民間事業者がどちらが負担をしたほうが合理的かという観点で分担を決めるものでございます。この分担によって、バリュー・フォー・マネー等にも影響が出るということになります。そういった中で、一つの事例ではございますけれども、2ページに千葉県内の最近の事例でございます船橋市北部清掃工場整備事業のリスク分担の事例をお示しさせていただいております。

また、BTOの方式につきましては、リスク分担につきましては、DBO方式に比べまして民間事業者が施設設置主体になることから、DBOに比べましても公共が負っているリスクを幾分か民間のほうに移転するということとなります。そういった場合、特に資金調達、これはリスクということについて民間が負うことから、資金調達のコストが上乘せされるというような状況でございます。

次に、事業範囲でございます。事業範囲ということにつきましては、今回ごみ処理施設という事業以外に、今回関連する事業としては地域振興策が挙げられます。この事業範囲ということでございますと、ごみ処理施設にかかわる整備運営事業以外に、どこまでそれに関連する地域振興策を含めるかというような視点の検討が必要になります。今回そういったところの視点から、これまでの事例というところを着目いたしまして整理してございます。特に従来のごみ処理施設におきましては、周辺整備ということに関しては、廃熱を使いました余熱利用施設の整備運営、あるいは地域還元施設の施設整備運営と、こういったものが挙げられます。DBO方式に関しましては、それらを公共が行うということで、従来は公共がいずれの施設も公共施設として運営管理していた状況がございまして、それに対しまして、昨今はごみ処理施設以外の余熱利用施設等につきましては、指定管理者制度を使って民間委託をするという事例が多くなってきております。これに対しまして、BTO方式につきましては、民間事業者がごみ処理施設、余熱利用施設、あるいはその他の地域還元施設を整備運営、維持管理を一括で受託すると。こうい

った事例を確認しましたところ、ここにありますさいたま市桜環境センター等の事例がございますが、これはかなりリスクないということで事例が限定されております。

具体的には、参考資料の2の4ページをごらんください。こちら表の2の1に挙げております表が、今申し上げましたごみ処理施設を中心に整備運営事業プラスその他の関連する余熱利用施設、あるいは地域還元施設、これをSPCが一体として事業を担っている事例でございます。この表の2の1に挙げております事例、一部でございます、過去10年間にさかのぼってデータを確認しましたところ、これらもPPP事業として、DBOあるいはPFIの事業として選定されている事業というものが45件確認できました。これらのうち、10年間においてということですが、これら、ここに表の2の1にございますDBO、四つのうちの三つがその事例でございますが、トータル5件が確認できました。また、BTOに関しましては、この10年間でBTOを採択した事例が3件に限られまして、そのうち2件として、これらの余熱利用等の施設運営等の整備とともに一体運営しているという事例が確認できました。

こういった状況から、実際に事業範囲といたしましては、ごみ処理施設の整備運営事業以外の事業も、実際事業範囲という事例がございますが、今申し上げましたとおりで、大体1割程度の件数というところで限定されているような状況でございます。こちらの背景につきましては、基本的な部分として異業種の事業内容等を一つのSPCとして事業を担う場合については、全てのリスクをSPCが連帯責任を負うというケースが多うございまして、そういった中で異業種等の事業を含めたリスク自体を連帯で負うという部分が少々ネックになっている傾向がございます。

次に、事業スキーム別のライフサイクルコストの試算でございます。こちらのA3の表におきましては、一番左端の公設公営DB方式を一つの算定基準といたしまして、これを専門用語でPSCという言い方をします。基本的にはこれを基準額といたしまして、これに対するバリュー・フォー・マネーという費用対効果はどれぐらい出るかということをお示しするような形で試算をしております。バリュー・フォー・マネーの算定につきましては、表の欄外に書いてあるとおりでございます。ここでライフサイクルコストと申し上げておりますのは、事業期間を20年間と想定いたしまして、その20年間にかかる公共財政負担額ということで、これは実際に収入と支出がございますので、収入と支出の差をとった形での実質的な負担額ということで示してございます。実際の結論から申し上げますと、DBOがバリュー・フォー・マネー8%、BTOが4%ということで、バリュー・フォー・マネーということで実際のコストの縮減がなされている割合が多いということで、DBOが一番多いという傾向を示してございます。次がBTOという形になってございます。

これらのライフサイクルコスト、バリュー・フォー・マネーの差が出ている根拠につきましては、参考資料の5ページをごらんください。こちらの5ページに、今申し上げましたバリュー・フォー・マネー、ライフサイクルコストの算定の条件設定等を説明してございます。その中で、これら三つの方式においてバリュー・フォー・マネーの差が出ているという状況におきましては、6ページの表の3の2をごらんください。こちらを見ていただきますと、この上のほうから5行目の起債金利のところ、DB方式とDBO方式は0.01ということで1%の金利を設定してございます。これに対しまして、BTO方式の場合は民間事業者が市中銀行からお金を調達いたしますので、その分の金利が上がるということで0.012ということで1.2%を想定しております、この0.2%の差というのがバリュー・フォー・マネーの中でDBOとBTOとしての差が出ている部分でございます。

また、その下の4行下のところをごらんください。人件費単価、ここが今度はDB方式と、その他2方式との差の部分になるところでございます。人件費単価といたしまし



て、DB方式のほうが1人当たりの年間で690万円、DBO方式、BTO方式が600万円ということで設定をしております。

また、それ以外に7ページをごらんください。表の3の3でございますが、こちらは施設建設費と運営維持管理費でございます。運営維持管理費の費用の中には、人件費以外ということで設定してございまして、こちらは実際の施設整備と運営維持管理、これらを一体発注するというDBO方式とBTO方式につきましては、その一括発注の特性を踏まえまして、コストの縮減率、減額率を設定してございます。DBOとBTOが基本的には同じということにつきましては、前回の委員会でも説明申し上げましたけれども、DBOとBTO方式自体の部分の中で、現状のごみ処理施設の事業のスキームの中では、この調達コスト自体のリスクを移転するのみではプラントメーカー等の民間事業者からの、なかなかコストダウンにつながるような、そういうことがなされていない実態があるということでございます。

また、7ページの表の3の4をごらんください。こちらは運転維持管理要員の設定でございます。DB方式につきましては、メーカーヒアリングにおきまして、それらを参考に不足分等を勘案しまして、このような形で30名と設定してございます。それらを踏まえまして、DBO方式、BTO方式につきましては、それぞれの担当を兼務という部分も考慮しまして、このような人数等に設定してございます。これらに対しまして、先ほど申し上げました人件費単価を掛けることで、7ページ、表の3の4の一番下の年間人件費という設定にしてございます。

それらを踏まえまして、9ページの表の3の6に、これらのライフサイクルコストの計算の内訳が記載してございます。上のほうの4行、収入の欄には三つの項目を掲げてございます。あくまでこれは公共側の視点での費目でございます。収入におきましては、これらの費用自体を実際収入としてカウントできますので、これらの合計値として設定してございます。支出に関しましては、特に運転管理費、用役費及び消耗品費、点検補修費、こういったところがDBOとBTO方式につきましてはサービス購入料ということで、そこからこの支出の欄の上から6行目になりますけれども、このサービス購入料ということで委託費というカウントになりますので、こちらに含まれてくることとなります。

また、リスク調整値でございますけれども、先ほど申し上げましたとおりDB方式におきましては公共のほうリスクを全て負うということで、実際それに対して民間がその事業を行うに当たりましては保険を要することになります。こういった保険料相当が、実際本来公共のほうで負っていたリスクというふうにコスト換算ができますので、その分をリスク調整値として挙げてございます。

こういったところを収入と支出を差し引くことによりまして、公共財政負担額ということで、下から2行目の欄のとおりでございます。こちらはあくまで名目価格ということで、現在価値でない数字、すなわち割引率を考慮してございませぬので、一番下のところでそういった割引率、年間4%見てございます。この割引率の考え方、現在価値の考え方につきましては、実際銀行に預けていたりすれば、その分運用として利息がつくわけなのですけれども、それを実際運用していないという状況になりますと、実質その金利分が実際基準にいたしますと、運用していないお金というのは価値が下がっていくと。こういったところで、年々4%それが価値として下がっていくという考え方でございます。こちらを考慮して計算した場合が、この表の3の6の一番下の表になるということでございます。

これらをもちまして、一番下の表の3の7でございますけれども、一番左のDB方式を基準にいたしまして、DBO方式、BTO方式を表3の7のすぐ上の式において計算いたしますと、バリュー・フォー・マネーとして計算ができるということでございます。

これらをもちまして、A3のほうの会議資料のほうに、この3方式のライフサイクルコストとバリュー・フォー・マネーを記載しているという状況で、こういった結果が得られております。

また、発注の方式でございますけれども、こちらにつきましては、また参考資料の2におきまして10ページをごらんください。発注方式につきましては、大きくこの3方式がございます。プロポーザル方式、総合評価競争入札方式、価格競争入札方式でございます。これらの適用の考え方は、ここに記載されているとおりでございますが、これらと、先ほどA3の表の3方式等々の関連性を申し上げますと、デザインビルド方式につきましては、これまで従来の方式としては価格競争入札方式ということで、基本的な部分としては仕様条件を細かく決めまして、それに対する価格競争で受託者を決めるというやり方でございます。次の総合評価競争入札方式とプロポーザル方式につきましては、これはPPP事業に適用される方式でございます、DBO方式、PFIもBTO方式いずれにも適用されるものでございます。そういった中のメリット、デメリット等の概念については、11ページの表の4の2に記載されているとおりでございます。このような差といいますか、特徴があるのですけれども、昨今の運用からすると、このごみ処理施設整備運営事業におきましては、総合の差というのが余りないような状況で運用されているのが実態でございます。そういった中で、事例といたしましては、総合評価競争入札というのが多いという傾向が見られております。

そういった中で、以上の項目を踏まえまして総合評価ということで、A3の一番下のところに記載をしております。DB方式におきましては、公共のほうでリスクを全て負担するというので、安全確保がなされるということであるのですけれども、それによってバリュー・フォー・マネーに対する部分として、費用負担が大きくなる傾向があるということでございます。また、発注方式におきましても、価格競争入札ということで仕様をかなり細かく決めますので、そういった意味での民間の相違工夫ということがなかなか反映できないということになっているということでございます。

DBO方式につきましては、バリュー・フォー・マネーの計算結果からして、費用負担が最も低いということになります。また、その背景といたしましては、民間のほうにリスクが移転される分、その分における裁量を付与されることによって創意工夫等がなされるということがございます。また、これまでの事例を踏まえましても、かなり事例が多いということで、ごみ処理施設整備運営事業に限りということの事業範囲におきましては、これまでの事業と、今申し上げましたリスク分担等バリュー・フォー・マネーといったところから、今回の事業におきましても有効な事業方式というふうに考えられます。

また、BTO方式に関しましては、リスクの移転につきましては公共側から見ると非常に小さい事業、最も小さい事業ということになりますが、その分バリュー・フォー・マネーが高くなるというところで、費用負担の面で実際の部分として、DB法よりも今回の事業における有効性というのは低くなるということではないかというふうに考えるところでございます。

以上が資料の説明とさせていただきます。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございました。それでは、ご質問ございましたらよろしくお願ひします。いかがでしょうか。

○宮内弘行（委員）

参考資料の2の7ページの表の3の4の運営維持管理業務及び年間人件費というのがあるではないですか。同じ施設の割にこれだけの人数の違いというのは、最大5人まで開いているではないですか、DB方式とBTO方式。これどういうことなのですか。保

全技術員がBTO方式だと1名に対して、DB方式だと4名、それから計量関係がDBOとBTOが1名なのに、DB方式が2名ということは、この違いというのはどういう違いでこれだけのものが出てしまうのですか。

○中石一弘（コンサルタント）

まず一つは、2名体制をとっているところにつきまして、1名になっているというところがあると思いますが、DB方式の場合ですと役割をかなりもう分担して、他の業務については兼務しないという考え方をとっております。それ以外のDBO方式、BTOに関しましては、双方を兼務ということを考えて、こういった人数にしております。その中で、保全技術員という部分が、人数等の部分変わってございますが、これについては施設保全責任者、あるいは総括責任者等も含めた兼務という形の部分で、実際のDB方式に対する対応をするということと、あとはDBO方式とBTO方式につきましては、先ほど申しました部分で施設整備と運営の一括発注ということから含めたときに、この辺の運営に関しても設計の中で多少とも人数等をうまく減らせるような形の部分も考慮して、こういった人数にしております。基本ベースとしては、メーカーヒアリング等も踏まえてこのような数字を設定させていただいております。

○宮内弘行（委員）

ということは、DB方式であれBTO方式であれ、同じ人数でやることは可能ということですね。

○中石一弘（コンサルタント）

そうです。

○宮内弘行（委員）

そうですね。ただ、複数の人間を充てているというだけで、これは一応安全性というかそういうところを考慮して、複数の目で余計に見ているということだけでしょうか、25人でやれといえれば25人でできるということですね。

○中石一弘（コンサルタント）

そうです。そこは安全率の考え方で、かといって、では安全でないかというわけではなくて、そこら辺をどこまで考えるかということにもなってございます。

○宮内弘行（委員）

やっぱりそうすると、年間人件費というものがBTO方式の人件費と同等にすることは問題ないということですね。

○中石一弘（コンサルタント）

はい。

○宮内弘行（委員）

そうですね。はい、ありがとうございます。

○大迫政浩（委員長）

はい、どうぞ。

○中石一弘（コンサルタント）

すみません。先ほどの資料説明で、1点だけちょっと追加をさせていただきまして、先ほど参考資料の2の中でA3の表とのつながりとしてご説明申し上げましたけれども、1点12ページに、今回BTO方式という形とDBO方式の課題を4点整理してございますので、ここに若干説明を加えさせていただきます。

四つございまして、まず一つ目は実際の今回、先ほど申しましたとおり20年間一括の運営契約になりますので、20年間の間に施策として契約内容に抵触するような政策を打った場合については契約変更を伴うということで、その都度契約等の手続が必要になってくるということがございます。

また、実際の用役費等の調達については、変動費という形の契約になるケースが多い

のですけれども、これは先ほどの船橋北部のを見ていただければそうなっているのですが、そういった中で実際に変動費とした場合については、ごみ処理1t幾らという原単位についての設定になるのですけれども、そういった中で原単位を抑制するインセンティブというのが民間に付与されている場合というのは、そのシステム自体が機能しないと。値段を下げるような形の運営につながっていかないということになるわけでございます。

三つ目が、実際民間事業者に契約締結によってリスクを公共から移管するのですけれども、その際に民間に裁量を付与したということで、だからこそなお一層の厳密なモニタリングが必要になってくるということで、こういった体制づくりということが一つ課題ということのを挙げさせていただくとともに、地元に着した運営を図る観点からいきますと、こういったモニタリング体制に住民参加方式をとるとということも有効ではないかというふうに記載させていただいています。

最後になりますが、災害時等についての対応ということについて、民間自体が事業者としてどれぐらい臨機応変に対応できるかと。こういったところもしっかり押さえた中で契約等の締結が必要ということで記載させていただいております。

申しわけございません。補足させていただきます。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございます。

最後の課題の部分は現状ということで、実績がかなりふえて、またそれが継続的にいろいろと運営されている中で、いろんな今学習している過程だと。ノウハウが積み上げられている過程だというような理解で、この課題が即将来的に、例えば10年後であっても課題のまま残っているのかということではきかないのだと思いますが、現状こういう認識も必要ということでご説明いただいたと理解しています。

何かご質問ございますでしょうか。

○竹内 仁（委員）

ちょっと教えてください。この初夏に2カ所焼却処理場を見学させていただく、そういう機会が与えられましたけれども、まずさいたま市桜環境センターです。感想はちょっと後で申し上げますが、さいたま市桜環境センターの方式というのは、ここでいうとBTOですか、あるいはDBO。

○中石一弘（コンサルタント）

DBOですね。

○大迫政浩（委員長）

真ん中の。

○竹内 仁（委員）

ああ、真ん中ですか。ああ、そうですか。川崎市王禅寺処理センターの方式は、このDB方式になるのですか。

○大迫政浩（委員長）

川崎市王禅寺処理センターはDBです。

○竹内 仁（委員）

DBですね。

○大迫政浩（委員長）

直営と言っていましたね。

○竹内 仁（委員）

ああ、そうですか。わかりました。

非常にさいたま市桜環境センターの施設を見学して感じましたのは、運営にかかわる事業者の方ですか、意識が非常に高いなという感じを受けました。その背景に、何か発

電すると売電の収入が事業者に入るような仕組みになっているみたいですね。そういうことを、いわゆるインセンティブといいますか、モチベーションといいますか、よし、やってやろうという動機づけがかなり強くて、なかなかいいのではないかなど。我々ああいう新しい斬新な技術を導入して、まだ余り経験のない、実績の少ない方式であるにもかかわらず、あそこまでしっかり運営されているという背景に、任せたよと。だから、しっかりやってくださいよという背景があるように感じたものですから、可能であればそういうものもいいのかなど、そう感想を持って帰ったものですから、この真ん中なのですね。ああ、そうですか。ありがとうございます。

○大迫政浩（委員長）

何かコメントありますか。事務局からよろしいですか。

何か売電の収入に関しては、その一部を自治体さんのほうに還元するとか、いろんな多分やり方があるのだらうと思いますけれども。

○中石一弘（コンサルタント）

今ご質問ありましたインセンティブにつきましては、特に発電に関しましてはいろんなケースがございまして、自治体においては実際の発電効率を設定した上で、その効率をさらに努力で上げた分に関しましては、このインセンティブということで実際に付与すると、実収益分を民間に付与するというケースもあれば、基本的には収益を全て民間に付与すると。こういったケースもあれば、逆にあくまで収益は公共のものだということ、これはDBO方式だから、必ずしもいわゆるインセンティブについて発電自体を付与するかどうかということではなく、DBOの中で、まずその辺のインセンティブについては別途検討するというふうな形になるのが一般的でございます。

○大迫政浩（委員長）

宮内委員。

○宮内弘行（委員）

一つお聞きしたいのですけれども、民設民営方式のBTO方式ですね、この場合、民間が資金を調達して建物を建てる。ということは、所有は民間のものになるわけですよ。例えば、昨今の事例からすれば、よもやという会社が不正を起こして、それで今騒がしているのですけれども、絶対に100%信頼できるということはありません。どこかでまた不正が起こった場合、BTO方式の場合、もしそういう不正が起こったときに、その事業者を行政がかえるという場合に、やはり施設を買い取るとか、そういう対策しかないわけですよ。あと何かありますか、そういう場合。

○中石一弘（コンサルタント）

今のご質問につきましては、このA3の事業スキームのBTO方式のところを見ていただきたいのですけれども、こちらに金融というのが一番右端にありまして、それと公共というのが直接契約というふうに締結することになっています。これはどういうことかといいますと、ちょっと今の事象として必ずしもぴったり来るわけではないのですが、何らかの事情でこの事業者自体が、もうこの事業を継続できないと。そういうことがあった場合につきましては、この金融機関というのが実際お金を貸しておりますので、その実際の担保というものは、通常ですと何かしら物質として実際にいただくのですけれども、この場合はプロジェクトファイナンスということで、この事業自体のキャッシュフローが担保になっておりますので、この直接契約というのは金融機関が、そういった事業者自体が事業を継続しない場合については、金融機関の責任でかわりの事業者を連れてくると、こういったことを契約の中で締結するというような内容です。

ですから、今のご質問ありましてとおおり、何かしら不正を働いて、実際不正を働いている自体が、この事業自体を継続できないという形の判定づけをしたとしたときに、その次のかわりとして、やめてもらおうと金融機関が困りますので、その金融機関がそれ相

応の実力を持ったかわりの事業者を連れてくるというのを金融機関の判断でできるという権利を、この直接契約で公共から受けると。こういうことになりますので、公共自身が自分たちで、いわゆるかわりの人を探してくるというような形というのは必要なくなると。これを金融機関に委ねられるというのが特徴になります。

○酢崎健治（委員）

よろしいですか。

○大迫政浩（委員長）

はい。

○酢崎健治（委員）

この資料を見せていただいて、コンサルさんは、これどれが一番いい方式だと思います。

あともう一つ、組合さんが今現行運営していて、これはDB方式ですか、今現在。今後どういうふうにしていくのがいいか、組合さんの意見もやっぱり経験者として、私らこういう事業をやったことないものでお聞きしたいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○大迫政浩（委員長）

この施設はDB方式なのですね。だから、直接組合さんがつくり運営していると。次、DBO、割と実力のある政令市とか、そういったところは比較のみずからDB方式でやったりとかして、でも施設を複数持っているから、その一部だけDBOでみたいなどころもあるのかもしれないけれども、割とちっちゃなところはこういったDBOなんかでもいろいろとやっていただいて、民間と一緒に協力してやっていこうという。

○宮内弘行（委員）

委員長、すみません。

○大迫政浩（委員長）

はい。

○宮内弘行（委員）

実は、これ地元の委員の感情として、多分感情論になってしまうかもしれませんが、やっぱり我々地元としては、公設公営方式が一番信頼があるわけなのです。

○大迫政浩（委員長）

安心感はある。

○宮内弘行（委員）

安心感がある。やっぱり地元の役所の方々がそこにいて、きちんと管理までやっているよというのが一番いいのですけれども、ただやはりそこからすると、やっぱり今度経済性とかそういうものを考えますと絞り込まざるを得ないのかなというふうな、一つ地元民としての感情としてはありますけれども、今酢崎委員言われたように、やっぱりコンサルさんとか組合の方が何がいいかということ、どんな気持ちで考えていらっしゃるかお聞きしたいというのが事実です。

○大迫政浩（委員長）

何かこう、何というのでしょうか、答え方が難しいと思うのですが、事務局として、もちろんこっちが立つとこっちが立たずみたいなどころもあるので、何かDB方式とDBO方式に関してどういう理解をされているかというところの話で結構かと思えますので、事務局のほう、あるいはコンサルさんの一般的な見方として、今の現状を何かコメントあれば。

○浅倉 郁（事務局：主査）

そうですね、確かにちょっと難しい部分ではございますが、公設公営、我々の今現在クリーンセンター、こういった方式ですと廃棄物処理施設とか来ていたところなので

すが、皆さんご承知のことですけれども、いろんな不正ですとか、そういったものも受ける可能性があったりとか、また透明性とか、そういったものを疑問視される声が上がった中で、こういったDBO方式ですとか、また民間の活力をもっと活用したほうがいいのではないかという部分からPFI。ただ、民間の企業さん、ちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、あくまでも利益を追求するという部分が民間企業でございますので、その民間企業と公共サービスという部分での公共事業、これをどううまく盛り込んでいくかというのは確かに難しいということは考えております。

そういったいろんな背景等もありますので、慎重に我々としても考察していくという答えにちょっととどめることしかできないのですが。

○大迫政浩（委員長）

はい、どうぞ。

○大須賀利明（事務局：工場長）

私ども事務局として、今回この提案で比較をさせていただいた上で決定にまで行きたいなというところで、正直なところ私どもとしましては、今近年の清掃工場のオープンしているところなどの情報も聞きながら、やはり一番大前提としなければいけないのは安全性、安定性、こういったものが工場として求められるものでありますが、やはりその中で設計の段階からある程度効率的なものを考えて、一緒に考えていけるという方策が、今の中では我々としてはベストなのかなというところは思っております。

というのは、やはり建設費含めまして、維持管理費も税金を投入してやっていくものでございますので、ある程度やはり皆様の税金を使わせていただく上では、有効な手段としては、我々はDBO方式が、やはり一番この中では優位性があるというようなところで、委員会のほうにも投げかけておるところでございます。

○大迫政浩（委員長）

河邊委員、何かありますか。

○河邊安男（副委員長）

事務局のほうもなかなか答えづらいと思うのですが、私のちょっと知っている限りでDBからDBOへ移行しやすいというのは、DBで直接職員の方がたくさんいらっしゃるというような場合には、なかなかDBOへの移行というのは難しいのかなと。DBでも直接の職員の方が事務系だけで、実際の運転管理を委託をしていると、単年度契約です。こういったようなときには、DBOあるいはBTO、そこへ移行しやすいという、こういう傾向があるのではないかなというふうには思います。

それから、先ほどもBTOの関係で銀行が乗り出してくるというお話ありましたけれども、銀行さんもただ単に任せるだけではなくて、事業者がその内容、設計が正しいとか、あるいは維持管理の内容が妥当かどうかという、そこを第三者に見させるという、そういうことをやってもらう。そういうことをやって、その事業者が長期間運営しても破綻しないような形で、一応銀行さんが考えてやるよと。それで十分答えになっているかどうかわかりませんが、銀行もそれなりに対応はとっているという、そういう状況です。

○大迫政浩（委員長）

私は、あるちょっと自治体のDBO方式でのSPCという、この特定目的会社、事業者の運営の監査というのか、アドバイザー委員会というのに入っていて、やっぱりDBO方式、事業者としての利益とともに社会に対する貢献なり、より新しい、公共と民間の新しいパートナーシップの姿を今すぐ追求していっていると。それが事業形態として盤石になっていくと、やはり先行する欧州とか、そういう事業形態に対して、どうしてもわが国は今まで物づくりだけでなかなか事業全体を海外展開できないという中で、現在いろんな蓄積も図っているところがあって、世の中全体で見ると、やはり公共

と民間がいかにパートナーシップをつくっていくかと。さらにそれを、新しい価値を生み出すような、事業範囲なんかもどんどん広げていけるような姿が多分今後模索されるべきだというふうに思いますので、これはコストという意味でもVFMの評価が高いこのDBOというところで、今いろんな蓄積をしているところだと思うのですね。

働く人の観点からも、実態としては河邊副委員長がおっしゃるような形で、移行のしやすさ等があるということだと思うのです。そういったところで、それぞれ自治体があるにせよ、ただ民間に任せるだけということになって、今度は自治体の技術力がどんどん低下していくということも一方であるので、いかにやはりDBOでも公共がきちっと自分たちの力も維持しながら見ていくか。そこに、いかに住民の方々とかも含めて見ていくか。いろんなDBOの運営の仕方においても、より効率効果的なやり方が今模索されているのだと思うのです。そういう大きな見方で、いろんな観点で今やられてきており、蓄積されていくという考えかなと。

○宮内弘行（委員）

ちょっといいですか。

○大迫政浩（委員長）

はい。

○宮内弘行（委員）

私、ずっとこの方式に関しては、細かいこと言いましたけれども、DBOが一番、より一番いい方式だと思うのです。今委員長が言われたように、民間とという。やはり公共のごみを扱うものですから、できれば施設自体は公共の所有物であってほしいと。それと、あと事業は民間業者さんに任せて、それで要は内容というのは人のやることです。悪意を持ってではなく善意な形で、本当に一番よりよい方向に向けば、それが一番いいし、やっぱり地元から出ている委員としては、施設つくるまでの間というのは、やはり相手が公共であるべきだと思っているし、それが一番住民としても安心なのかなと。そういう思いがありまして、私個人としては、もうDBOでいくべきだと思っています。内容を、いろんな今までの他の先進の施設等の状況をまた視察していただいて、よりいいものを形づくっていけばいいのではないかなというふうに個人的に断言させていただきます。発言を終わります。

○大迫政浩（委員長）

地元委員の宮内委員からもそういうご発言もありましたし、事務局のほうのご意向、あるいは今の客観的な状況等も踏まえて、この委員会としてはDBOの方式を推奨するという結論でいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございます。

あと、ごみの処理施設ということの事業範囲にしますと、やはり総合評価競争入札方式ということが一般的に今とられているということで、そうはいつでもある程度民間の提案力、それからその後の調整とか、あるいはそれがプロポーザルとなかなか垣根がないような状況での発注とかなっておりますので、ここでまとめているような事例を踏まえれば、ごみ処理施設の事業範囲等に限定した場合での総合競争入札方式が有効という、そういった形のコメントで一応まとめていくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大迫政浩（委員長）

それでは、事業方式は今の結論で、答申のほうに反映させたいというふうに思います。ありがとうございました。



## 次第6 造成計画について

### ○大迫政浩（委員長）

それでは、次の議題ですが、造成計画についてということで、事務局から説明をお願いします。

### ○浅倉 郁（事務局：主査）

それでは、次第の6番になります。造成計画についてご説明をいたします。

会議の資料につきましては、2ページをお開き願います。造成計画比較検討表でございます。また、参考資料につきましては、参考資料の3番、A3、9枚でございますが、こちらを用いて資料説明させていただきます。

造成計画につきましては、表に示してございますが、一番右の平地方式、また真ん中はマイナス5m掘り下げ、切り下げをした形での計画、また一番左側にはマイナス10m。ちなみに、この今皆さんいらっしゃる現施設、事業用地へ入ってきまして坂を下るような形で、マイナス5m切り下げでの設置となっております。また、参考資料につきましては、それぞれ平地、マイナス5、マイナス10の事業用地東側からのアプローチ、また南側からのアプローチ、それと西側からのアプローチを想定したものとして作成をしてございます。

これからコンサルのほうで説明していきますが、その前にあくまでも比較において事業費を算出しないと、なかなか比較は難しいのかなという部分で、本当に概算事業費をもって記載してございますことをご理解いただきたいと思います。

それでは、詳細につきましてコンサルから説明いたします。

### ○関根浩次（コンサルタント）

造成計画について説明させていただきます。

今ご説明のとおり、方式といたしましては、マイナス10m盤を下げるもの、5m下げるもの、平地のもの、その3案を検討しております。それぞれの特徴でございますが、参考資料3をごらんください。最初の3ページがマイナス10mのものでございまして、それぞれアクセスが東側、西側、南側となっております。ここで一番特徴的なのが、10m下げるときに擁壁が書いてあると思いますが、10mのコンクリート擁壁、もたれ式の擁壁を使用しているというところでございます。また、課題というところに赤の数字が出ていたと思いますが、10mの擁壁をつくるということになりますが、これをつくるたびに掘削しなければいけないわけですが、この掘削については、この場合1対1、これを2段で掘削するという形にしております。そうしますと、10mほど掘削するために擁壁の外側、山側に掘削面が出てしまうのですが、これにつきましては施工表土ということで隣地の土地を使わせていただくということを想定しております。

次に、4ページをごらんください。4ページ、5ページ、6ページ、これは地盤を5m下げるというものでございます。特徴的な部分は、掘削するときのり面、土工のり面で下げるということで、擁壁を使用していないというところでございます。

次に、7ページ、8ページ、9ページをごらんください。こちらは、平面という計画でございます。ただし、平面と申しましても、GL26mに合わすということで、西側部分の地盤の低いところ、ここについては盛り土を行うという計画にしております。

それぞれの特徴は、以上のようなものでございます。

こういったところから比較したものが、会議資料の2ページでございます。まず、有効面積でございますが、10m掘削した場合の有効面積は1.9ha、5mの場合は1.76ha、平

地の場合は1.75haということで、一番広いのは10m掘削した土地でございます。

次に、造成工事の年数でございますが、10m切り下げる場合にコンクリート製の擁壁が要るということと、土工としまして17万1,000 $\text{m}^3$ の掘削が必要になるということで、これの施工日数が1.1年、3班施工を想定しておりますが、1.1年かかるということになります。5m掘削する場合は0.2年、平地の場合は0.1年ということでございます。したがって、10m下げる場合には、着工を1年前倒しするという必要がございます。

続いて、課題でございますが、10m下げる場合は、先ほどご説明いたしましたように、擁壁を施工するために隣地の協力が必要ということになります。あと、参考資料3の1ページをもう一回ごらんいただきたいのですが、工場棟の北側、建替え用地というのを設定しております。ここ建替え用地は、ほぼ現在工場棟を建てる大きさと同じ大きさを確保しているのですが、重機足場や施工ヤード、あと施工時の駐車場、そういったものの確保が非常に難しいというところがございます。あと、建て替え時にも施設は稼働しなければいけないのでございますが、どこから入っていくかということになりますと、最初の工場棟にアクセスする道を使わないと建替え用地に入っていくという問題があり、ここがそれぞれの課題となっております。

あと、盤を10m、5mを下げる場合の課題でございますが、実際10m下げるといった場合どうなるかと申しますと、ごみピットの深さとして、掘削ですと約18mから20mぐらいの掘削が必要になるかと思うのですが、この掘削が、図面の1ページを見ていただきたいのですが、参考資料3の1ページでございます。北西のところに田んぼが広がっていると思っておりますが、この田んぼの高さが約8mでございます。10m下げた後、さらに18mから20m掘削するということになりまして、この田んぼよりさらに10mぐらい掘削しなければいけないという高さになりますので、そうしますと地下水の影響が考えられるかもしれないというようなことがございます。したがって、どの程度下げるかにつきましては、土質調査を反映して、詳細設計段階で決めることが妥当であろうというふうに考えております。

続いて、経済比較でございますが、掘削マイナス10mとマイナス5mで掘削をする場合の掘削土の利用でございますが、これは地域振興策で利用できるという想定をしております。運搬距離は2km以下を想定しております。そういう条件の中で経済比較をしております。あと、地盤を下げることによって、杭の長さが短くなるという利点が出てくるかと思っております。これの設定といたしましては、支持層を原地盤からマイナス50mというふうに考えさせていただきまして、10m下げる場合は、杭長40m、5m下げる場合は、杭長45m、平地の場合は、杭長50mということで算出させていただきました。

その結果でございますが、マイナス10m下げる場合、土工が17万1,000 $\text{m}^3$ ほど切り土の土工が出ますが、これが1億2,000万円、擁壁のもたれ式の10m、これが300mほどありますが、約2億円、杭が1mのものを計100本それぞれの長さで考えておりますが、マイナス10mの場合は1億4,000万円、直接工事費といたしましては4億6,000万円ほど、それにその他工事を加えまして、杭を合わせた工事費でございますが、直工としまして4億8,000万円ほどかかるだろうという計算をしております。

次に、5m下げる場合でございますが、土工が7万400 $\text{m}^3$ ということで約5,000万円、擁壁その他主要なところで、のり面工事とかあるのですが、大した工事ではありませんので、それは計上しておりません。杭のほうが1億4,800万円ということで、もろもろ合わせまして2億1,000万円の造成工事費がかかるということでございます。

平地につきましては、造成で1万7,500 $\text{m}^3$ ほどの客土をするわけですが、これを購入するという前提をしておりますので、4,300万円ということで、5m下げるよりちょっと安いぐらいという想定になっております。また、杭につきましては50mということで1億8,000万円、これもろもろを含めまして、直接工事費で2億2,300万円。

この結果といたしまして、一番安いのは5 mほど下げたものという結果になっております。

以上でございます。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございました。

それでは、ご質問ございましたらよろしくお願ひします。

はい、どうぞ。

○酢崎健治（委員）

これは建設工事費をもとに、そこだけ考えているようではすけれども、まず第1に、あそこにはもう先行して太陽光事業をやっている人がいるのですけれども、この建物の平地へ建てた場合とか5 m下げた場合、その日影曲線というか、そういうのを検討これはやったのですか。

○大迫政浩（委員長）

お願ひします。

○浅倉 郁（事務局：主査）

太陽光のパネルの影響については、今回はちょっと見てございませぬ。

○酢崎健治（委員）

まだ見ていないですよ。これから環境アセスとか何かで、建物の高さがそれで制限されてしまうということはないのでしょうか。

○関根浩次（コンサルタント）

ないとは言えないですね。影響がないとは言えませぬ。

○大迫政浩（委員長）

どのくらい離れてましたっけ。100mぐらい。

○酢崎健治（委員）

100m離れていないでしょう。

○大迫政浩（委員長）

離れていないですか。

○酢崎健治（委員）

こっちの、この道路のこの辺ではないかな。

○宮内弘行（委員）

すみませぬ。

○大迫政浩（委員長）

はい。

○宮内弘行（委員）

この工場棟の位置、この位置によって隣の太陽光の影響も随分大きいと思うのですよね。それで、面積を2.6haに限定しているではないですか、今現在。これ別に不都合があれば、まだ決まったわけではないし、ふやしたっていいのではないですか、もっと面積を。土地がいっぱいあるので、それで逆にこの隣接地の人なんていうのは、もう完全に土地死んでしまうので、完全に死ぬということも……死ぬ可能性が多いので、できれば太陽光の隣あたりまで買い取ってしまっ、それで工場の場所を、だっ、土地は安いですから1億もあれば、これ倍買ってしまうわけですから。だから、やっぱり何かあったときのために、ぎりぎりのスペースよりも、2倍、3倍ぐらいのスペース持っていたほうが、もっと位置関係も、もっといろんな選択肢が生まれるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○浅倉 郁（事務局：主査）

現時点では、あくまでもこの2.6haの中で考えるという部分で行っておりますことをご

了承ください。

○宮内弘行（委員）

なるほど。

○大迫政浩（委員長）

太陽光に関しては、また具体的に建物の設計にもかかわるところもあるでしょうし、周辺の影響を配慮して計画の詳細を立てるといような形の配慮事項として入れておくということがあっていいかなと思います。

宮内委員の意見に関しては、今の議論の条件、前提として。

○宮内弘行（委員）

ええ、前提なのです。

○大迫政浩（委員長）

違うところがあるので、そこはまたこの答申を踏まえて、またその後の議論かなと思うのですけれどもね。

○竹内 仁（委員）

よろしいですか。

○大迫政浩（委員長）

はい。

○竹内 仁（委員）

以前からちょっと申し上げておった環境影響というか、そういう観点からちょっとお聞きしたいのですけれども、これは少なくとも建物のグラウンドレベルを並行移動させただけです、ゼロ、5、10と。その排気筒、煙突ですか、煙突の高さ変わっていませんよね。当然掘削が10mになれば煙突のトップが、レベルが変わりますよね。放出点の高さが変わるわけです。そのことは、ここではそれが表現されていませんからわかりませんが、例えば煙突のトップが、一番左が75m、真ん中が80m、一番右が85mと読めばいいのですかね。要は10mの差が環境への影響に、影響を及ぼさないかどうか、これが気になります。それを明確にちょっと教えていただきたい。

特に10m掘削と平地方式を比べると10mの差がありまして、煙突が当然10m違いがありますよね。その放出高、高さというのが周辺の環境に影響があるかないか。ないことを前提に検討されているはずなのだけれども、あれば掘削10mの場合には煙突の高さをもっと高くしなければいけないはずなのです。

それと、実は今度なぜこういう議論が出てきたかが、私が今まで伺っている限りでは景観との関係であったというふうに理解をしておるのですが、それは多分地元の方々のご意向だと思いますけれども、それは尊重されるべきでしょうけれども、ただ煙突の高さが低くなることは、地元にかかわる環境影響は出てくるはずなので、そこの利点と欠点をどこで見つけるか、そういうことは地元の方々にも求められると思うのです。

まず、10m低くすることと平地方式で、煙突の高さを変えずに環境影響、変化ないのですか。そこは評価されていますか。

○大迫政浩（委員長）

いかがでしょう。

○浅倉 郁（事務局：主査）

これは、この後環境影響評価を実施していくに当たりまして、煙突の高さというのは当然設定をしておかなければならない部分でございます。今、竹内委員からお話ありましたように、単純に10m下げると煙突の高さが10m低くなるわけなので、単純に低くなりますと近くに拡散して落ちる部分が多くなると。逆に高くしますと、より広く拡散が届くような形が一般的にはあります。

○竹内 仁（委員）

一般的にはそうです。

○大迫政浩（委員長）

コンサルさんなんかは、相場観としていかがですか。

○関根浩次（コンサルタント）

排ガス基準につきましては、かなり厳しい数値を設定しております。煙突の高さ、吐き出し口の高さが変わることによりまして、今事務局のほうから説明がありましたように、最大着地濃度というのがございますが、最大着地濃度と最大着地濃度地点、これの変化は出るかと思いますが、アセスの段階でそれが大きな影響であって問題があるということになるとは考えられないと思います。

○竹内 仁（委員）

ああ、そうですか。

○井手明彦（コンサルタント）

最大着地濃度、GLが26でありますよね。だから、基本的には今言ったように、煙突の高さを何ケースか計算した上で、最大着地濃度がどこに到達するかと。そのときに環境基準と照らしてどうかという議論をするので、その場合、煙突が低ければ上げて、高さをもう一度検討し直して、問題ない高さまでやっぱり検討しないといけないと思います。

だから、今言ったように49mと59mの差が10mぐらいなのですけれども、どのくらい差があるかというのは大気への拡散、それからこの気象状況、年間の風向、風速、そういうものを全部入れた上で年平均値を計算しないと、それと最大着地濃度は瞬時濃度なので、一方向で計算しますと、そのときに煙突の高さと風向、風速でどこに落ちるかという計算するので、それはやっぱりアセスのときにきちんと検討して、煙突の高さをやっぱり検討したほうがいいかなと思います。

○大迫政浩（委員長）

この59mというのは、航空法の制限ぎりぎりのところに今設定してあって、これより高くなると、航空障害灯の設置や色とか何か、景観上も何かしら問題が出てくるような煙突になってくるとは思うのです。だから、基本的には今ご説明あったように影響は変わるので、それをアセスのときにきちっと予測すべきなのでしょうけれども、私の相場観から言うと、もともと排ガスの基準が、かなり厳しい基準をここでは上乘せしてやっているんで、環境基準を満たすかどうかという最終判断のところは多分大丈夫かなとは思いますが、そこのところは、よりきちっと客観的に見ておく必要があると。それは地形とか風向、風速とか、このまた気象条件とか土地状況によって違いますので。

はい、どうぞ。

○大須賀利明（事務局：工場長）

煙突の高さの話でございますけれども、私どもとしましては、この委員会の中でやはり議論していただく予定ではございます。まだその議論に、ちょっとその過程の中で、まだそこに達していないということで、最終的には煙突の高さも委員会の中である程度議論していただいて、方向性を決めていただければというふうには考えています。今回に関しましては、ですから今委員長おっしゃったとおり、航空法を基準として59mという一つは出しているのですが、これが決定事項ということではあくまでございません。掘り下げ方式をとった場合に、こんな比較ですよという、ちょっと簡単な図式で示してしまっておりまして、誤解を与えてしまっているかもしれませんが、最終的な次期施設の煙突につきましては、また次回以降で議論していただいて、できましたら施設整備の基本計画の中には明示していきたいなというように事務局としては考えております。よろしく願います。

○大迫政浩（委員長）

はい、わかりました。だから、掘り下げ方式とるかどうかという点では、今の点も本来やっぱり一緒にあわせて考慮すべきことではあるのですが、相場観として私が申し上げたところもあるのですけれども、ここは議論といっても掘り下げか、平地かということ左右するというよりは、本日皆さん掘り下げで5mというところもかなり、逆にコスト的には低減になるということもあるので、掘り下げの方向で、最終的に煙突に関しては環境影響の部分を確認した上で、結論の中で整理するという感じかなとは私は思っているのですけれども。

○竹内 仁（委員）

ちょっとよろしいですか。

○大迫政浩（委員長）

はい。

○竹内 仁（委員）

経験的に申し上げますと、煙突の建設費というのは高さのエクスポネンシャル効くはずなので、倍になれば、1mが2mの高さになれば建設費が2倍ではなくて2乗で増えてきますので、そこも考慮しますと、さっき委員長がおっしゃったことである程度安心はできたのですが、10m掘削の場合も、スタック長を余り変えずに済まされそうな見通しがありそうなので安心はできますけれども、ただ要は10m掘削のために煙突の高さを高くしなければいけないなんていうことになりますと、コストにかなり効くということ、当然専門家の方のご理解はあると思いますが、そういうことも加味して比較をする必要があると。安全性の面及び建設費の経済性の観点からも影響が出る可能性があるということをご理解いただいておりますと、そう思います。

○大迫政浩（委員長）

重要なお指摘なので、ぜひそこら辺をもう一回確認は、やはり客観的な数字での確認はすべきかなと思います。

河邊委員から何かございますか。

○河邊安男（副委員長）

ちょっと何点か教えてもらいたいのですけれども、掘削するに当たっての実現の可能性というところで、課題として挙がっていますけれども、この駐車場というのは、運転員の方なのか、作業員の方の駐車場なのか。あと、ここにいろいろ書いてありますが、これは容易に解決できる課題という捉え方でいいかどうか、そこをちょっと教えていただけますか。

○関根浩次（コンサルタント）

駐車場につきましては、全てを対象にした駐車場ということに考えております。下部調整池というふうにさせていただいておりますが、これは前回と違ったところで、地下式の調整池にさせていただくということになっております。

課題につきましては、ここに書かせていただいた範囲のみ挙げさせていただいているということです。

○河邊安男（副委員長）

それは、だから実際に容易に課題解決ができるのか、あるいは非常に難しいという課題なのか、そこだけちょっと教えていただけますか。

○関根浩次（コンサルタント）

10m掘削のときの隣地協力ですが、これは非常に難しいだろうというふうに考えております。

あと、建て替え時の重機足場とか施工ヤードの問題、これどうしても非常に厳しい中で、どうにか建替え用地を確保するという絵にしておりますが、建て替え時の車両との

錯綜、そういったところはかなり厳しいのかなというふうに考えているところで、宮内委員からのご指摘がありましたような用地の拡張というものも、一つの考え方として示せばよろしいのかなというふうに考えております。

○大迫政浩（委員長）

このパッカー車と工事車両の錯綜は、これは全ての案に対してという話なので、この平地か切り下げかということとはちょっと違う共通課題なので、そこは頭に置いて課題として整理しておくということしかないかなと思います。

掘り下げ、平地かというところで、特に何かその違いにおける課題というと、先ほどの隣地の協力というところが、10mだとそういうところがあって、ここはかなり困難なので、それに対してどう解決していくかというのがあるということですね、という認識でしたが。

○宮内弘行（委員）

委員長、すみません。

○大迫政浩（委員長）

はい。

○宮内弘行（委員）

これそもそも10mの掘り下げ方式というのは、地元のほうの住民の方の意見でこういうのがあるということだったものですから、これ一概に予算だとかそういうもので片づける問題ではないと思うのです。ですから、やはりこれは技術的なものとか環境アセスメントとかいろいろな観点から、それと地元と協議していかないと、やはり一概に決められる問題ではない。経済性ばかり優先して、では住民感情どうするのだという、今度反対の声が上がったときに怖くなりますから、やはりそれだけは避けなければいけないと思うので、これも慎重にこの辺は方向性を出していくというようなことでよろしいのではないですか。

○大迫政浩（委員長）

それでは、もしほかにご発言なければ、いかがでしょうか。この切下げ方式の方向で考えるということで、何m下げるかということに関しては、もちろん地元の意向とか、あと地元といろいろと協議する中での、先ほどの環境配慮面とか、それからここでコストも出ていますが、コスト面とかということも踏まえて決定、議論していただくというような形でまとめるということではいかがでしょうか。

○宮内弘行（委員）

これ切り下げでなくても、例えばどうしても無理だと。そういう場合には、やっぱり地元が納得できるだけの説明は必要になりますよね。ですから、やっぱりこういう意見、当初の説明から、地元の意見というのはよく考慮しますというような最初の取っかかりがあるので、やはりその辺がぶれてしまうと、ですからいろんな面で平面でなければ難しいということであれば、それはそれなりのきちんとした理解も求めていくしかないと思います。

○大迫政浩（委員長）

それでは、ここで切下げ方式を推奨するという言い方ではなくて、いろいろと分析した結果が、コスト面とかいろいろ考えると、切り下げ5mというのがこういった面で有効であったみたいな書き方にして、ただ今後地元との協議の中で、さまざまなことを考慮して検討していくべきであると。こういった結論かなと、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大迫政浩（委員長）

では、以前に一回資料を取り下げて、さらに細かく検討していただくと、実は5mというところが地形的な面からいうと、意外とフィットしていたところもあったという発

見もあって、それはそれで大変よかったかなというふうに思っておりますので、今のよう形の結論の中でまとめたいと思います。

## 次第7 アクセス道路について

○大迫政浩（委員長）

それでは、次が最後の今日の議題になります。アクセス道路についてということで、事務局のほうからご説明をよろしくお願ひします。

○浅倉 郁（事務局：主査）

それでは、次第の7になります。アクセス道路についてご説明をいたします。

こちら会議資料につきましては3ページ、また参考資料につきましては参考資料の4、5ページ構成になってございます。こちらを用いてご説明をしております。こちらは、先ほど造成計画のときにお話をさせていただいた同様でございます。比較するに当たりまして、やはり概算費用的なものは記載しないと、なかなか比較ができないのではないかとこの部分で、単純に一般的な地形による道路分の整備単価を掛け合わせた数値を載せてございます。特にアクセス道路につきましては、今後地権者等が絡んでまいりまして、慎重に扱わないといけない部分と考えておりまして、ここに載っている費用等の数字につきましては、そういった今ご説明した内容でございますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

ルートでございますが、ルートの1からルートの8までをご提示をさせていただいてございます。それぞれ市の計画道路であります松崎吉田線から入るルートを五つ、それと松崎工業団地から松崎区を通過してアプローチするルートを三つ、ルートとしまして計八つご提示してございまして、それぞれ比較をしております。

それでは、会議資料と参考資料をもちましてコンサルより説明いたします。

○関根浩次（コンサルタント）

アクセス道路のルート比較についてご説明させていただきます。

比較は、ただいま組合様より案内ございました8ルートでございます。1から5のルートは、計画されている市道、そこからのアクセスでございます。ルート6、7、8は、松崎地区からのアクセスということでございます。高さ的には、計画市道の高さが約8mでございます。8mから台地の26mに上がっていくというのが1から5のルートでございます。6から8のルートは、松崎地区の高さが26m、そこから一旦11m田んぼのところまでおりまして、再び台地に上がっていくという、そういうルートになります。

参考資料4の1ページに、それぞれのルート図を示させていただいております。2ページから5ページにつきましては、ハザードマップにルートをプロットしたものでございます。特徴的なものとしたしまして、3ページでございますが、これは液状化区域に対してアクセス道路をプロットしたものでございますが、⑤と書いてありますルート5以外は、全て液状化区域、液状化しやすい区域を通過するルートになっております。

続いて、4ページをごらんください。こちらは、利根川氾濫時の浸水と土砂災害区域をプロットしたものでございますが、ルート5につきましては土砂災害特別警戒区域、かなり急な崖でございますが、ここを突っ切るというルートでございます。また、4番は同じく土砂災害特別警戒区域の横を通るというルートでございます。こうしたことを踏まえまして、比較検討を行いました。

まず、会議資料の3ページをごらんください。上から3番目の整備コストでございますが、こちらにつきましては一般的な地形に道路を整備するというので、30万円/mという想定をしているものでございます。こちらにつきましては、造成高がマイナス



10m、マイナス5m、ゼロmとありますが、いずれも同じ金額で、距離によって値段が変わるというものでございます。

続いて、擁壁部というのがあるかと思いますが、これは一旦資料を戻させていただきます、参考資料3のほうの1ページをまずご覧ください。造成高さを10m下げているときに、東側からアクセスするというのが1ページでございますが、このとき東側から入ってくる道路、図面ですと上から下に入ってくる道路でございますが、この両側に擁壁を計画しております。擁壁部の金額は、全てこうした盤を下げることによって発生する接続部分の擁壁を計上させていただいております。したがって、マイナス10mのところは金額が上がってくるということになります。また、ゼロmのところにも擁壁が出てきておりますが、これにつきましては申しわけありません、参考資料3の8ページをご覧ください。参考資料3の8ページでございます。

○大迫政浩（委員長）

造成計画の参考資料ですね。

○関根浩次（コンサルタント）

はい。西側から工場棟の部分に道路が入っていく、そういった図面が8ページの図面でございますが、このときに道路の勾配が10%という勾配になっておりまして、斜面を上っていく状況になります。このとき斜面と道路の間にできる擁壁がございます。ゼロmの擁壁といいますのは、こういったものを想定しているものでございます。

会議資料の3ページに戻らせていただきます。よろしいでしょうか。続いて、整備コストのところはその他というものがございまして、これは先ほど説明させていただきましたハザードマップとの関係でございます。ルート5以外は、液状化対策費用が必要ということになります。また、ルート4、5につきましては、土砂災害区域を通るのでございまして、のり面補強費が必要と。特に5につきましては、8mの市道から、いきなり台地の崖にぶつかるというルートになりますので、崖の掘削費用というのが一般的な道路の工事費と違うというところで、これが加算されるということになります。

続いて、4番目のアクセス道路に活用する敷地等というところでございますが、これにつきましては、ルート3については既存道路の拡幅で済みますが、そのほかにつきましては一部新設が必要になるということでございます。また、地権者の数としまして、多い、少ないというところを書かせていただいておりますが、こういうことは道路に長さに比例して、地権者数が多くなったり少なくなったりというような傾向にございます。

続いて、5番目の既存道路の利用形態でございますが、ルート1から5につきましては、既存道路が農道ということになっておりますので、周辺耕作地への往来車が利用するというところでございます。ルート6から8につきましては、同じく耕作地に向かう車と生活道路、松崎地区の生活道路になると、そういうところでございます。

次に、6番目の搬入車両に往来による周辺地区への影響ということでございますが、ルート1から5につきましては少ない。6、7、8につきましては、どうしても松崎地区の集落内を通るので、沿線住民に影響を与えるという評価をしております。

7番目、搬入車両と一般車両の通行の分離でございますが、ルート1につきましては、ほぼ清掃工場への専用道路という形になるかと思いますが、2、3につきましては、清掃工場より大きく迂回するということもございまして、地域振興のエリアに入っていくということも可能な道路かと思いますが、ただ、地域振興に入るだけということであれば、ほかに短いルートの道路をつくるということも考えられますので、そうした面からは搬入車両と一般交通の分離ができるということになるかと思いますが、ルート4、5につきましては、地域振興の用地、こちらに近いということで、こちらから入ってくる場合、どうしても地域振興のルートと搬入車両のルートが重なる可能性があるという

ことで、搬入車両と一般交通車両の分離ができない状況になるのではないかと、そのように考えております。ルート6につきましては、ルート2、3と同じように遠方から来るということで分離が可能。7につきましても、1のルートを通るというルートでございますので、分離は可能。ルート8につきましても、これも2のルートを最終的に通るということで、分離ができるだろうという判断をしております。

8番の備考につきましては、ハザードマップとの関係について記載させていただいております。9番目の評価でございますが、1につきましては総延長が短く、搬入、一般車両の分離が可能だということで、問題のないルートであるかと考えております。ルート2につきましては、延長自体はやや長いのですが、搬入と一般車両の分離ができるということで、かなり問題の少ないルートというふうに考えております。ルート3は、距離が非常に長いということでコストもかかってまいります。そういったところがネックになるかと思えます。4、5につきましては、土砂災害特別区域、ここを通過しなければいけないということで、災害時の観点からしますと問題があると。また、搬入車両と一般交通車両の分離ができないということも一つのネックになるかと考えております。ルート6から8につきましては、松崎地区の集落を通るということになりまして、住民への影響が懸念されるルートというふうに考えております。

以上でございます。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見等ありましたらよろしく申し上げます。

はい、どうぞ。

○酢崎健治（委員）

実は松崎工業団地のルートは、私がこっちもありますよねということでお願いしたところで、このまだできていない松崎吉田線というのは、今でもあぜ道でもどンドン、どンドン抜け道で通るような道になっていまして、これが開通するとかなり一般車が、特に朝晩通るようになると思えます。いずれにしても、そこから入る道路であると、ごみ処理の関係の車とかなり錯綜して、事故とまでは言わなくても、いろいろいづれ問題が出てくるような私は気がしています。というのは、現状のニュータウンのほうへ八千代のほうから向かう道路が、かなり混む時間帯があったりとか、それを避けて吉田のほうへ八千代から回ってくる車が結構あるものですから、そういうことを加味しても、松崎の一部、工業団地の一番吉田側というのですか、そこの方には理解してもらわなければいけないことかとは思うのですけれども、私は8番よりも7番がいいと思うのですけれども。

それで、ここが液状化地区とか、そういう視点にはなっていますが、何といっても何万 $m^3$ 、何十万 $m^3$ に近い、例えば5m下げてもそれだけの残土が出るわけで、それを使って切り盛りの土工をうまく計算して、現在田んぼのところを縦断してルート7が渡ってくるような格好ですけれども、一回全部おりてしまうのではなくて、田んぼの面までおりてしまうのではなくて、ある程度の3m、4mぐらいの高さ、切り土した土を使って、道路を一番下げなければ、今度処理場のほうへ上がるにも、そんなに10%なんて勾配で計算しなくても設計できるはずですので、そういう形が私はよろしいかなと思えます。

○大迫政浩（委員長）

ほかにいかがでしょうか。

宮内委員。

○宮内弘行（委員）

すみません。コンサルの方にお伺いしますけれども、地域振興策と関連のある道路が

あるではないですか。これ道路の問題というと、結構私らも非常に地元なものですから興味のあるところなのですけれども、今酢崎委員がおっしゃったように工業団地から入ってもらうのが一番ベターかなというふうには、実は考えていたところなのです。そのほかに、今度地域振興という一般のお客様が、来場者の方が見えたときにどの辺のルートを考えてかと。その辺はまだやっていないとか、そういうのはあります。

○大須賀利明（事務局：工場長）

地域振興については、施設等もまだはっきり決めておりませんので、当然ながら配置計画等も全くされておりません。地域振興策の計画に関しましては、構想の段階での答申となりますので、それ以降に地元との協議の中で具体的に。今地元のほうも地域振興策のどういったものをチョイスするかというような意向アンケートもこれからやっていくというお話を伺っておりますので、構想としてのメニューは結構出ているのですが、それをどこまで実行していくかというようなことも含めますと、今後台地の上での施設の配置であるとか、地域振興策のいろいろなもののゾーニングもこれからになってくると思いますので、具体的に地域振興を意識した今回のルート案ということではございません。

○宮内弘行（委員）

わかりました。

○大迫政浩（委員長）

ほかにいかがでしょうか。

○河邊安男（副委員長）

先ほど酢崎委員からもお話出ましたけれども、これを検討するに当たっては市道松崎吉田線ですか、そこで実際どの程度車両が走っているかという調査はしたかしないかということが1点と、この道路は幅員9mと書いてありますので、一応10t車は通行できるという前提でいいかなということが2点目と、それからこの道路というのは施設が実際に発注されるまでの間にでき上がるのか、あるいは発注と同時に、ほぼ同じ時期にこの道路ができ上がっていくのかという、この3点をちょっと教えていただけますか。

○大迫政浩（委員長）

お願いします。

○浅倉 郁（事務局：主査）

まず、1点目の交通量の調査は、まだしておりません。

二つ目としまして、9mの幅でございますので、通常の収集車であれば、当然通行可能な幅と考えております。

また、三つ目、整備時期につきましては、恐らく工事車両等のご心配を委員されているかと思うのですが、工事の際には大型車両の通行がありますので、当然それを踏まえた上での事業を進めたいとは考えているところなのですが、今お答えできるのはそこまでです。

○河邊安男（副委員長）

4t車だけではなくて、灰運搬の場合10t車が来る可能性もあるということと、あと災害時もやっぱり10t車が入ってくる可能性もありますから、やっぱりそこは10t車が当然優に通行できる計画をしておく必要性はあるかなというふうには思いますけれども。

○浅倉 郁（事務局：主査）

副委員長がおっしゃるとおりでございますので、また通常は時間帯としましては朝の搬入時間の9時、また通常ですとお昼休みをとって、午後1時から再開になるのですが、そこが収集車のアクセスの集中がされるかなと。また今、副委員長からお話ありました灰の運搬車両ですとか、それは毎日ではないのですが、月に何日か通行をするようにな

ります。また、薬剤の搬入等もございまして、それはかなり大きな車両が入りますので、そういったことを踏まえたもので進めたいと思います。

○河邊安男（副委員長）

すみません、もう1点。交通量なのですけれども、156tという施設規模を考えると、そんな収集車両は多くはないのかなという。今現在、かなり走っているというお話がありますけれども、そんなに多くふえることはないのかなと。これは、実際アセスのときに最終的には決まると思いますが、その辺だけちょっとお話をと思ひまして。

○大迫政浩（委員長）

収集車両はどれぐらいですか、大体この現状で考えた場合に。

○浅倉郁（事務局：主査）

120台。

○大迫政浩（委員長）

120台。

○河邊安男（副委員長）

ああ、そんなものしかないのだ。

○宮内弘行（委員）

すみません。今、その松崎吉田線の道路の関係なのですけれども、これ委員とかではなくて、我々やっぱりこの道路欲しいと思ひていて、それでいつだ、いつだということになっていたのですけれども、何か県の補助金使ひて工事するということになったのですから、そんなに工期には間に合ひそうな、そういう予定みたいです。これは正確な情報ではないですけれども、そういうふうには聞いています。

○河邊安男（副委員長）

では、そことリンクしながら計画を進めていくということになるのですかね、もしやるとすれば。

○宮内弘行（委員）

だと思いますよ。ですから、どれぐらいのスピードでこの道路ができ上がるかというのは、これはまだわかりませんし、さんざん今まで長い期間かけてやってきて、やっとここでそういう動きになってきたものですから、本来もう着工していなければいけない時間なのです。

○大迫政浩（委員長）

大体今日コンサルさんのほうで整理いただいた評価のところというか、このA3判の資料に関する認識に対して、それ自身に何か疑問というところはなさそうだなという感覚を持ったのですが、そうであるとルート4と5はちょっといろいろと難しそうかなということが、この資料のとおりの評価ということで合意できるのではないかなと思ひのです。

あとは、もともとのルート1から3までと、ルート6から8までの件に関してなのですが、松崎吉田線に関して今後の見通し等も含めて考えたときに、いろいろとここで収集車両が通るよりは、松崎区のほうから入るこのルート6から8、松崎工業団地というのですか、そこから入るという話ですけれども、要はここが収集車両の120台/日ぐらいのものをどのような形で考えるかという話と、それからさらに大型車両のために拡幅が必要だとなったときに、ルート6から8において、既存の地域に住んでいる集落の方々に対する理解を求めていくプロセスがどの程度難しいかどうかということがいろいろと課題になるかなというところで、またちょっとご意見いただきたいのです。

あと、最後の入り方については、ゴルフ場の横をぐるっと回るルートはちょっと、やっぱり距離が長過ぎるかなという感覚でいいですかね。

○宮内弘行（委員）

ああ、あそこはいろいろ難しいですね。

○大迫政浩（委員長）

難しい。だから、ルートの直接入るか、少しちょっと迂回して南のほうから入るか。ルート1か2かとか、あるいはルートの7か8かというところにおいては、どちらかというとならばルート1、直接入ってくるほうが比較的いいのではないかとということで、ルート2になると、もしかしたら地域振興策の例えばそこで業務をやっている人たちが使うとか、そういうのもあり得るかなとか、そこは地域振興策において表玄関はどこになるのかというところがあるので、この①と②のところはちょっと地域振興策等も含めて、また選択肢は残しておいてもいいとは思っています。あとは、大きなところで、どこからともともと車両を誘導してくるか。

○宮内弘行（委員）

①、②と。

○大迫政浩（委員長）

何を組み合わせるかという。

○宮内弘行（委員）

1、2と7、8というのが。

○大迫政浩（委員長）

そうそう、1、2と7、8。

○宮内弘行（委員）

ですよね。

○大迫政浩（委員長）

はい、大体。どうですか、1、2と7、8の中で、7と8に関しては、この既存の集落のところへの理解をいかにやっていくかという課題があるみたいな感じのまとめ方というのが一つだとは思っていますけれども、事務局のほう何かご意見。ご意見というか、何か少しコメントがあったら。

○浅倉 郁（事務局：主査）

先ほど酢崎委員、また宮内委員、地元の委員さんのほうからご意見いただいたところなのですが、事務局としまして資料に記載しております搬入車両の往来による周辺地区への影響という部分が、やはりとても大きなポイントかなと考えております。先ほどお話ししましたように、収集車両のほかに、かなり大きな車両、頻繁ではないのですが、通行するようになります。それで、当然地区の中を通過してくるわけですので、組合としましてはその影響を考えますと、この松崎工業団地から持ってくるルート6、7、8につきましましては、ちょっと難しいかなという感じを持っているところなのですが。

○大野喜弘（事務局：主査補）

委員長、すみません。

○大迫政浩（委員長）

はい。

○大野喜弘（事務局：主査補）

先ほど印西市道の松崎吉田線の整備の状況というか工程なのですけれども、計画では32年度に完成するというような計画となつてございます。

○大迫政浩（委員長）

32年度に完成。

○大野喜弘（事務局：主査補）

はい。

○宮内弘行（委員）

補助金、今年度中におりるはずなのだよ。

○大迫政浩（委員長）

間に合うは間に合いますかね。

○宮内弘行（委員）

間に合いますね。

○大迫政浩（委員長）

追加でご意見はございませんでしょうか。

○宮内弘行（委員）

ありません。

○大迫政浩（委員長）

まとめ方だと思うのですが、ルート1と2というのは、今後計画道路である松崎吉田線を使って搬入できるということで、ルート1と2に関しては地域振興策との関係を踏まえて判断するというので、これは両方残しておく。ルート1でもいいと思うのですが、そこは少し地域振興策の姿が見えてくる中で決めていただくということでもいいかなと思います。

松崎吉田線の計画がある中で、そちらは比較の見通しが得やすいというところがあるのですが、ルート7と8に関しては、実現すれば一つの可能性ではあるのですが、今後のいろんな調整等があるということでの課題を解決する必要があるというような形ぐらいですかね。ちょっと何かどっちつかずですが、7と8を否定して、もうルート1、2だけにするという結論ではなく、7と8に関する課題があるということに関してきちんと記載しておくという、そこは事務局のほうは意見ありますか。

○大須賀利明（事務局：工場長）

事務局としましては、前々用地検討委員会の段階から、このアクセスルートというのは、実は検討はさせていただいたところがございます。その中で、実のところを言いますと、私どもはこのルート7と8につきましては、やはり集落を通るということで、その段階でそこに住んでいらっしゃる方々のことを考えますと、やはり住環境を壊すというような懸念で、実はそのルートとしては検討していなかったのが事実のところでございます。そこに持ってきまして、市道の松崎吉田線の計画というものが既にあったものですから、この幅員が片側歩道であるものの9mを確保されている道路であれば、これを使うべきであろうという議論は、実は用地検討委員会の段階からそういう議論をされていたところがございます。

今回、ルート1から松崎吉田線を使う場合というのは、建物とか住んでいる方がいらっしゃる場所が多いということで、非常に経済的な面での話で強調するわけではないのですが、ルート7と8につきましては松崎区の中の住んでいらっしゃる方の家屋等にも影響を及ぼす用地買収が出てくる可能性もある。要は現道を拡幅する意味で、そういった家屋まで補償していくような内容が出てくる場合、やはり非常に事業的な難度としては難しくなる場所もあるのかなというのは、実際のところ私どもも思っているところがございます。

やはりルートの中で、松崎吉田線の竣工後、工事ルートとして我々も使いたいとは考えておりますので、ある意味32年度で完成した後は、早急にこのアクセス道路につきましては整備をしていきたいなというところを思っておりますので、そういった事業の難度というものもある程度考慮していただければというふうには考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○大迫政浩（委員長）

いかがでしょうか。今の事業を進めていく上での難度に関して、もう少し記載していただいたものをちゃんと議論の事実としては残しておいていただくということで、次回に少しその辺を加えていただければと思います。そういう意味で、ルート1と、平場

で言うとルート7、8も選択肢としてあるのですけれども、そのルート1とルート2に関しては事業の難度としては容易であるというような形で、ある意味結論的なものをそこで記載すると。

○河邊安男（副委員長）

はい。

○大迫政浩（委員長）

河邊委員、すみません。

○河邊安男（副委員長）

今委員長がおっしゃったとおりでいいと思いますので、ここでルートを決めるということではないと思いますので、今工場長のほうでお話があった内容を課題として挙げて、最終的に管理者のほうに決めていただくということになるのかなというふうに思いますので、今委員長がおっしゃったように、ちょっと資料にいろいろと追加等をしていただければなというふうに思います。

○大迫政浩（委員長）

よろしいでしょうか。

今いろいろと議論、また事務局側のご意見といいますか、事実関係等情報をいただきましたので、そこを追加いただいて、そういった今の議論をきちっと整理した形で結論としてまとめるということにしたいというふうに思います。

○大須賀利明（事務局：工場長）

すみません。ちょっと事務局から確認をさせていただきます。

○大迫政浩（委員長）

はい。

○大須賀利明（事務局：工場長）

今日現在、今日の段階でルート8案ということで、資料として提出させていただいておりますが、最終的なものがどうなるかというところでございますが、今日の段階では例えばルート3、4、5、6については、委員会としてこの案はなしでいいよというような結審はいただけたという解釈でよろしいでしょうか。それとも、もう一度このルート8について、例えば事業の難易度等の資料を提供した上で、そこは結審をしていただけるということになってくるのか、その辺ちょっと確認をさせていただきたいのですが。

○大迫政浩（委員長）

難易度に関しては、今議論出てきたルートの1、2、7、8の部分だということで、どうですか。ルート3、4、5、6は、消去法的にはもう消えたという理解でよろしいのではないのでしょうか。

○酢崎健治（委員）

申しわけないです。今、結構何か絞ったそうなので、7のこの和山商会さんというのが大体突端にあるのですけれども、その図面でいう右回りの案を一回検討してもらえないですか。集落を通らずに、和山商会の手前のところから泉カントリーの間の、今山ですけれども、そこを例えば斜めにおりてきて渡る、それだと集落を通らなくて済むのですけれども。

○宮内弘行（委員）

ああ、道路ありますからね。既存の道路、途中で。

○酢崎健治（委員）

ええ。それを一回ちょっと考えてもらって、それであれば両者の考えが解決されるのではないかなと思うのですけれども。

○大迫政浩（委員長）

今の点はいかがですか。

○浅倉 郁（事務局：主査）

今、酢崎委員のほうからご指摘の部分は、場所の理解はできたのですが、ちょっと今可能かどうかを含めて厳しい部分がありますが、ちょっと内容としましては理解させていただきました。

○大迫政浩（委員長）

実際にいろいろとまた考えるところもあるかと思しますので、そこをこういった形で加えられるかどうかということは、事務局のほうで再度検討いただいた上で、あとはいかがでしょう。このあたりは事前にまたご相談というか、メール等でもご相談する、あるいは直接事務局のほうからご説明させていただく場面もあるかと思いますが、報告書のとくにうまく今のご議論を拾っていただいて、最後ちょっと調整するというにさせてもらって、改めてこの議題を一つの議題として設けるということはどうでしょうか。いいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○大迫政浩（委員長）

では、そういった形の取り扱いにさせていただければと思います。

では、なかなかまだまだ難しいところもあるのですが、ある程度方向全体を整理してこれたかなとは思っています。ちょっとまとめてみないと、まだわからないところがありますが、ちょっとここらで一旦取りまとめて、年明けにはまとめたものを、この組合を構成している市町の印西地区への説明とか、あとは地元との意見交換等々が予定されていますので、大変8回集中して審議していただいて、有意義な議論ができたかと思えます。

## 次第8 その他

○大迫政浩（委員長）

さて、最後の閉会に向けては、まずその他について何か事務局からございますか。

○大野喜弘（事務局：主査補）

それでは、組合から一つよろしいでしょうか。

○大迫政浩（委員長）

はい。

○大野喜弘（事務局：主査補）

今回、本日の第8回会議をもちまして、年内の会議の日程については終了となります。次回につきましては、来年、平成28年1月の17日の日曜日となります。時間は13時から、会場はこちらの場所で行います。

組合からは以上でございます。

○大迫政浩（委員長）

そのときには、大体どのような議題というか、取りまとめたような骨子案みたいのが出てくるのですか、どんな感じですか。

○浅倉 郁（事務局：主査）

中間答申案という部分でまとめたものをご提示の上、ご協議、審議をお願いしたいと、そう考えております。

○大迫政浩（委員長）

はい、わかりました。そういうことだそうです。よろしいでしょうか。



## 次第9 閉会

○大迫政浩（委員長）

それでは、これで今日の会議は終了したいと思います。本当にいろいろとありがとうございました。よいお年をお迎えください。どうもお疲れさまでした。

平成27年12月13日に開催した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会第8回会議の会議内容が、この会議録と相違ないことを証明する。

平成28年1月25日

委員長 犬迫政浩

会議録署名委員 酢崎健治

会議録署名委員 宮内弘行